

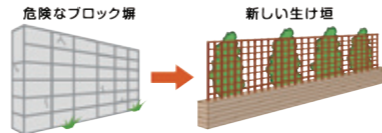
① 住宅耐震化促進事業

- 対象** 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(戸建て、長屋及び共同住宅)で、販売目的であるものを除く
- 申請者** 対象住宅の所有者
- 対象事業** ①対象住宅の耐震診断
②耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判定された住宅の耐震性能を確保するための改修設計・工事
- 補助金額** 診断**無料** 設計上限**32.4万円** 工事上限**165万円**(市外業者の場合160万円)
- 補助要件** 住宅所有者等が高知県に登録した事業者によって設計・工事であること



ブロック塀安全対策事業

- 申請者** コンクリートブロック塀等の所有者
- 対象事業** 緊急輸送路または避難路に面している危険性の高いコンクリートブロック塀等の除却及びそれに代わる安全な塀等の設置
- 補助金額** 上限**40万円**(撤去のみ)
- 補助要件** 所定の点検表に基づき、点検した結果、安全対策が必要だと判断されたもの
例・高さが2.2mを超えている(補強コンクリートブロック塀の場合)
・所定の基準で鉄筋が入っていない ・全体的に傾いている ・ひび割れがある 等
※その他、手続きに必要な書類や詳細な補助要件についてはご確認ください。



■ 問い合わせ / 住宅課建築係 ☎ 088-880-6558

① 令和8年度地籍調査にご協力をお願いします

地籍調査事業による一筆地調査を白木谷、岡豊町中島(沖)、前浜(下島の一部を含む)の3地区で行います。この調査は土地の一筆ごとの所有者、地番、地目、境界などを確認するもので、災害時の境界復元や境界トラブルの防止に役立ちます。関係者及び地域の皆さまのご協力をお願いします。

実施区域

- ▲白木谷の一部(※) 字 一道木、橋石、向屋舗、坂ノ根、松山、大久保、大平、鳥居ノ本、鶴居力窪、東汗山、尾端、粉吹、並桑、北惣太力打、柳力本
- ▲岡豊町中島の一部(沖) 字 ウノメ、クミチ、コクロ内、セキノモト、ハツタ、ミツヤス、ミトロの一部、下与蔵、高木ノ前、次郎丸、松井
- ▲前浜の一部・下島の一部 字 葛城の一部、司例田、季重、本吉の一部、川原田の一部、三ノ戸の一部、ハゲ田の一部(下島)、新田の一部(下島)、場南の一部(下島)、前浜境の一部(下島)、木ノ前的一部分(下島)
(※白木谷地区の調査区域は、変更する場合があります)



■ 問い合わせ / 地籍調査課 ☎ 088-880-6579

① 空き家の解体費用を補助します

老朽住宅除却事業費補助金

地震などの自然災害による被害や住宅の管理不全な状態による事故などの防止を図るため、老朽化した住宅(空き家)の除却に要する費用を補助します。



- 対象となる住宅
南国市内に存する住宅(空き家)で、次の条件を全て満たすもの
(1)昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅(空き家)である
(2)倒壊または火災により、周囲の家屋または避難路などに被害を及ぼすおそれがある
(3)「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100点以上である
※倉庫のみ・納屋のみなどは対象外。現地調査の際、浴室・炊事場・トイレがあることを確認します。

■ 補助金額 / 上限 925,000円

■ 募集棟数 / 20棟程度

※(1)から(3)の条件を全て満たした建物の中で危険度により優先順位を決定し、優先順位の高いものから補助対象とします。

■ 申請期間 / 5月19日(火) 8:30 ~ 6月30日(火) 17:00まで(12:00~13:00除く)

※郵送の場合は6月30日(火) 17:00 必着。
7月以降順次結果をお知らせします。

■ 申請できる方

対象住宅の除却を行う個人または法人で、次の条件を全て満たす方
(1)対象住宅の所有者または相続人の方
(2)南国市税および高知県税の滞納がない方

■ 補助対象となる工事

住宅の除却工事(解体・運搬・処分)費用のみが対象
※家財、門、塀、立木などの除却処分費は対象外。

新設 木造住宅除却事業費補助金

災害に強いまちづくりを推進するため、耐震性のない木造住宅の除却に要する費用を補助します。 ※上記の補助金は併用できません。



■ 補助金額 / 上限 300,000円

■ 募集棟数 / 5棟程度

■ 申請期間 / 5月19日(火) 8:30 ~ (12:00~13:00除く)

■ 申請できる方

対象住宅の除却を行う個人または法人で、次の条件を全て満たす方
(1)対象住宅の所有者または相続人の方
(2)南国市税および高知県税の滞納がない方

■ 対象となる住宅

(1)昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した木造住宅
(2)住宅耐震診断の結果、評点が1.0未満のものまたは容易な耐震診断調査票により倒壊の危険性が認められるもの

■ 補助対象となる工事

住宅の除却工事(解体・運搬・処分)費用のみが対象
※家財、門、塀、立木などの除却処分費は対象外。

■ 申し込み・問い合わせ / 住宅課住宅係 ☎ 088-880-6558